



行財第 457 号
平成 21 年 11 月 19 日

横浜市会議長
川口 正寿 様

横浜市長 林 文子



市長専決処分事項指定の件の一部改正について(依頼)

経済状況がますます厳しくなる中、市民負担の公平性のしくみが損なわれることがないよう、本市の未収債権の滞納整理に、一層、取り組むことが求められています。

このような中、資力があるにもかかわらず履行期限までに履行されなかった債権については、「訴えの提起」等を行い、強制執行に向けた手続を迅速に進めていく必要があります。

つきましては、未収債権徴収事務の迅速化を図り、滞納整理を円滑に進めていくために、標記の件について、ご検討いただきますようお願いいたします。



市長専決処分事項指定の件の改正依頼点

【基本的な考え方】

権利関係が明白で、履行期限が確定している債権の徴収のための「支払督促」や「訴訟提起」は、通常の債権管理の事務手続の一部であり、市民の負担の公平性の観点から、迅速な処理を必要とするとともに、法令に基づく、定型的な業務として位置づけられ、議会による特段の「法律判断、政治判断」は必要ないものと想定されます。

このため、通常の債権管理に必要な範囲での徴収に関する訴えの提起は、地方自治法第 180 条第1項における「軽易な事項」にあたると考えられます。なお、権利関係が未確定で、争いのある債権については、当該債権の金額にかかわらず、定型的な業務ではなく、「異例に属するもの」に該当し、議会の議決を得る必要があるものと考えております。

【改正依頼内容】(新旧対照表:別添のとおり)

1 債権の徴収に係る訴えの提起

(1) 改正内容

次の号を追加します(市長専決処分事項指定の件第4号を第5号とし、第3号の次に追加)。

なお、追加部分については、訴えの提起の中でも、債権の徴収に係る訴えの提起のみを対象とするため、第1号の適用からは除外します。

(新)第4号: 訴訟物の価額が 5,000,000 円以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関すること。

(2) 改正理由

通常の債権管理手続の中では、履行期限までに履行されなかった債権については、速やかに督促、「訴えの提起」等を行い、強制執行に向けた手続等を進める必要がありますが(地方自治法第 240 条第 2 項等)、現行の専決処分により訴えの提起ができる「訴訟物の上限価額 300,000 円」の範囲では、該当案件が限られています。

このため、通常の債権管理に必要な範囲での事務処理の迅速化を図ることを目的として、「5,000,000 円以下の債権の徴収のための訴えの提起」について、追加の改正を依頼します。

2 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起

(1) 改正内容

「訴えの提起(支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限る。)」の文言を追加します(市長専決処分事項指定の件第4号を第5号とし、第5号中に追加)。

なお、追加部分については、訴えの提起の中でも、市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起のみを対象とするため、第1号及び新たな第4号の適用からは除外します。

(新)第5号: 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起(支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限る。)、和解及び民事調停に関すること。(※下線部分が追加部分)。

(2) 改正理由

上記1(2)と同様に、履行期限までに履行されなかった「使用料の支払」については、督促、「訴えの提起」等を行い、強制執行に向けた手続を取る必要がありますが（地方自治法第240条第2項等、公営住宅法第32条、横浜市営住宅条例第47条、横浜市改良住宅条例第9条）、「使用料の支払」請求とともに行われる「住宅の明渡し」に係る「訴えの提起」は、住宅の再建築費等を基本として訴訟物の価額を算定することから、現行の専決処分により訴えの提起ができる「訴訟物の上限価額300,000円」の範囲では、該当案件が限られています。

このため、市営住宅の明渡し等に係る事務処理の迅速化を図ることを目的として、これらの「訴えの提起」については、支払を請求する使用料の額が5,000,000円以下のものに限定した上で、追加の改正を依頼します。

【主な関係法令】別添のとおり

<主な関係法令>

● 地方自治法

第 180 条

普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第 240 条（抜粋）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

●公営住宅法 第 32 条（抜粋）

事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 入居者が第 27 条第 1 項から第 5 項までの規定に違反したとき。
- (5) 入居者が第 48 条の規定に基づく条例に違反したとき。
- (6) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

●横浜市営住宅条例 第 47 条（抜粋）

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 市営住宅の借上げ期間が満了するとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) その他この条例に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、市長が定めた期限までに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

●横浜市改良住宅条例 第 9 条（抜粋）

第 4 条から前条までに定めるもののほか、改良住宅及び地区施設の管理については、改良住宅及び地区施設を市営住宅条例に規定する市営住宅及び共同施設とみなし、市営住宅条例第 9 条、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 15 条から第 18 条まで、第 22 条から第 33 条まで、第 35 条、第 40 条、第 42 条、第 47 条第 1 項(第 5 号を除く。)及び第 2 項並びに第 55 条から第 70 条までの規定を準用する。

市長専決処分事項指定の件 新旧対照表

現行	改正案（下線部分の改正）
<p>○市長専決処分事項指定の件</p> <p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分に行うことができる。</p> <p>(1) 訴訟物の価額が 300,000 円以下の訴えの提起に関すること。</p> <p>(2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解に関すること。</p> <p>(3) 申立価額 200,000 円以下の民事調停(第 4 号に規定するものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る和解及び民事調停に関すること。</p> <p>(5) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>ア 交通事故によるもの</p> <p>自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに定める保険金額</p> <p>イ 交通事故以外によるもの</p> <p>3,000,000 円</p> <p>(6) 町区域等の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。</p>	<p>○市長専決処分事項指定の件</p> <p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分に行うことができる。</p> <p>(1) 訴訟物の価額が 300,000 円以下の訴えの提起<u>(第 4 号及び第 5 号に規定するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解<u>(第 5 号に規定するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p>(3) 申立価額 200,000 円以下の民事調停(第 5 号に規定するものを除く。)に関すること。</p> <p><u>(4) 訴訟物の価額が 5,000,000 円以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起(支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限る。)</u>、和解及び民事調停に関すること。</p> <p>(6) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> <p>ア 交通事故によるもの</p> <p>自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに定める保険金額</p> <p>イ 交通事故以外によるもの</p> <p>3,000,000 円</p> <p><u>(7) 町区域等の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。</u></p>